

# 京師帝國大學經濟學會

# 經濟論叢

第 三 號      第 二 十 二 卷

大 正 十 四 年 三 月 一 日 發 行

## 論 叢

御家人の特質……………文學博士 三浦 周行

課税に於ける家族事情の考慮……………法學博士 神戶 正雄

フッサールの現象學……………文學博士 米田庄太郎

日銀物價指數の研究……………法學士 汐見 三郎

## 時 論

支那の共和政治の成立<sup>及び</sup>建設……………文學博士 矢野 仁一

小作問題と朝鮮の小作制……………法學博士 河田 嗣郎

## 說 苑

英國經濟學發展の一大觀……………法學博士 財部 靜治

## 雜 錄

佛蘭西財政狀態と相續税……………經濟學士 小川福太郎

海運同盟の<sup>研究に關する</sup>參考資料<sup>に就いて</sup>……………法學士 小島昌太郎

# 經濟論叢

第二十卷 第三號

(通卷第百拾七號)

大正十四年三月發行

## 論叢

### 御家人の特質 (一)

三浦 周行

#### 一 御家人の名稱

御家人は鎌倉幕府時代に於て、常に將軍直轄の武士として武家社會の中心たりしのみならず、其所領は亦武家經濟の源泉たり。然るに其名稱を以て、上古の家人部に基くとすは附會の譏を免れざるべく、又中古の賤民の一種たる家人に出づと看做すも亦必ずしも當れりとすべからず。令制に據れば、私人の所有に係る賤民に家人と奴婢とありて、其中家人は官有の賤民たる官戸と相對し、もと唐制に於ける部曲を移したるものなるも、同一意味に於ける家人の名も、亦古來

支那に存し、唐にありては、民間の稱呼たりしを以て我令にこれを採りしものゝ如し。

家人と奴婢との間にはおのづから輕重あり。奴婢は田宅牛馬と同じく賣買せらるべきものなるも、家人は賣買することなく、良人となるべき手續につきても、奴婢よりは容易なり。

宮崎博士は嘗て此賤民の一種たりし家人が、年を経るに従つて良賤の別不明に歸し、家人につきては只從者なる觀念のみ、永く記憶に残るに至れるものゝ如しといはる。然るにこれにつきては猶ほ多少の考慮すべき點なきにあらず。

令制に於て、賤民に階級を設くること、雜戶、陵戶、官戶、家人、奴婢の五種の多きに及べるも、こは餘りに外國法の模倣に過ぎて、其必要程度を超ね實際に迂遠なる制度なりと謂はざるべからず。支那にありても、唐律には賤民に雜戶、官戶、部曲、客女及び奴婢の階級ありしも、明律に至りては、單に其奴婢を殘せるのみ。故に我國にありては最劣等なるものが、奴婢なる一階級となりて殘れる外、他はいつしか其跡を潜めたるものに似たり。これを正倉院文書に徵するも、奈良朝時代に於て、既に家人と奴婢とを混同し、奴婢を以て家人と書せるものあるを見るなり。

然るに嘗て賤民たりし家人が解放せられてより後は、法律上の家人はおのづから消滅に歸したりしかば、後の家人は名は同一なるも、其意義おのづから同一なること能はず、類聚三代格中に

收むる太政官符には、王臣家人(貞觀二年九月二十日)王臣勢家人(寛平六年二月二十二日)等の名稱あり。皆家人にあらずして王臣家の人なり。而して此家の號はもと三位以上に限りて呼ばれしものにして、一般の家人を意味せざるも、更に擴充せられて一般從屬關係にありしものを意味することゝなれるなり。

斯く廣義に移れる家人は、もとより武家の専有物ならず。公卿にも家人あり、(繪神家には家禮ともいふ。吾妻鏡承久三年五月二十九日條に、阿波宰相中將「信成卿亂逆之張本」家人河勾八郎家賢「腰瀧口季賢後胤」あり)國司にも亦家人あり、武家としては源氏にもあれば、又平氏にもあり、武家の家人にも亦家人ありしなり。

世に家子郎等(又郎從ともいふ)を家人と云ふ。此二者の間にはおのづから親疎の別あり。朝野群載に國務條令を載せたる中、家子並無止郎等にして惡言を放てるものは、速に追却すべしとの事見わたり。是等は皆國司に隨つて任國に赴き吏務を執れるものにして、別に子息郎等とも書し、又近親と雖ども五位有官の郎等を採用すべからずといへば、此場合の家子は即ち子息に當り、又郎等の中には近親ありしなり。而して吾妻鏡建久二年五月二日條に、禁裏守護番たりし安田義定が、延曆寺寺衆徒の神輿を擁して禁中に闖入するを禦ぎし間に、家人四人、所從三人の負傷者を出だし、ことを載せたるが、同三日條に收めたる頼朝の奏狀には、同事を記して、郎等四

人、所従三人とせり。然れば家人は又郎等若くは郎従に同じきことを知るべし。建久元年頼朝の初度上洛に當りて編製せられし先陣、後陣の隨兵の記には、家子に殿の字を加へられしこと、同書(建久元年九月二十九日)に見えたり。然れば彼律令の賤民に等級を置かれしが如く、家子、郎等の間にも、おのづから尊卑の階級ありしならん。但し家子、郎等は決して賤民にあらず、家子はもと家の子息を意味し、郎等は同族其他の從屬關係にありしものを意味せるなり。

家子郎等の起源を明かにすべき資料に乏しと雖ども、今前記國司の場合につきて見んに、國司が其家族親族を任國に同行することは、令の制限ありと雖ども、其制度はいつしか廢弛して、國司は其赴任に當り、多く子息親族等を同行して、施政の爪牙となし股肱となすを例とせり。是等の郎等の中には五位以上の有官の郎等もありしが、彼等は國司の威を假りて、不法の行爲を敢てするも、種々の特權を賦與せられたる有位者なるより、強ひてこれを處分すること能はざりしなり。尾張國解文は、國司が其子弟郎等五位六位の有官散位の新賓を隨行して、檢田使に充て、人民を虐待する事實を細叙して、これを禁止せんことを請へり。其中「郎従之徒如雲散滿於郡内、屠脍之類如降移」往於府邊」とあるを見れば、其弊害の如何に甚しかりしかを想ふべし。彼等の中には又眞に國司の家子郎等ならざるものが、往々名をこれに假りて不正を營めるもの必ず多かりしなるべく、これと共に家子郎等の意味にもおのづから變化を來たして、子息ならざるも家子

と稱するに至りしならん。縦ひ又祖先の時代には家子たりしものも、子孫の世に猶ほ家子と稱する爲め、其本義を失ひしもあるべく、又往時親族的關係ありしものも、年を経て主從關係に變化せしものもあらん。然れども家子と郎等とを區別すれば、家子は比較的親族的關係あるもの多く、郎等は然らざりしが如し。

頼朝が兵を起してより、來つて其麾下に屬するもの年を追うて多きを加へたり。壽永三年二月十九日、朝廷、頼朝に勅して諸國七道に於ける武勇の輩の神社佛寺院宮諸司及び人領を押妨するを停止せり。所謂武勇の輩とは即ち武士をいふ。故に此宣旨を頼朝に賜ひしは、既に頼朝が武士の棟梁として彼等を統轄するを認めたるものなり。頼朝は自他共に鎌倉殿といふ。故に頼朝の武士は又みづから頼朝に對する敬稱より鎌倉殿の御家人とも、關東御家人ともいひて他と區別し又みづから誇となせり。而して頼朝の下文にも亦「爲鎌倉殿御家人」云々と書せるものあり。

## 二 御家人の種類

此等の御家人は、これを大別して二となすことを得。一は譜代の御家人にして源氏の祖先以來其家人たりしもの、又累代御家人とも譜代相傳の御家人ともいへり。二は新附のものにして、其一代に家人たりしものなり。而かも武家と武士との從屬關係は必ずしも單純ならず、譜代と雖ども

往々時勢と推移して、他家に隸屬せしものあり。新附のものに至りては其種類一にして足らず。

初め頼朝が幕府を創立するに當り、關東に於ける歴史的關係を利用して、東國の家人を其根本勢力となせり。然れども其威力を全國に遍ねからしめんが爲には、これのみを以て満足すべきにあらざること論なし。故に頼朝は平氏を擊攘して其勢力範圍を侵蝕するに従ひて、没官領としての土地と同じく、成るべく多くの家人をも其部下に吸収せんことを努めたり。彼れが當時如何に其勢力を扶植し士心を收攬するに焦心したりしかは、文治元年正月六日鎮西にありたる弟範頼に送りし書中に「かまへて、國の者共ににくまれずおはすべし云々、當時は國の者の心を破らぬ様なる事こそ吉事にてあらんすれ云々、搆わて、筑紫の者どもに、にくまれぬやうにふるまはせ給ふべし云々」といひて、丁寧反覆、範頼の筑紫の侍に惡まれざらんことを懇諭せるにても知られたり。

頼朝は又範頼に、鎮西九國の住人に宛てたる下文壹通を送り、鎮西の武士が鎌倉殿の御家人となりて、一方には其本所に安堵すると共に、他方には範頼の命令を奉じて、同心協力、平氏の追討に當らんことを勧め、猶ほ義經の勢力を彼等の間に扶植せんことを恐れて、鎮西にありたる田代信綱に書を與へて、關東を思ふものは廷尉(義經)に隨ふべからざるの内旨を傳へしめたり。

(吾妻鏡文治元年四月廿九日條)

是より先き、爲義、義朝前後相次で滅び、源氏の勢力頓に衰へてより、嘗て其家人たりしものも、生存上の必要より平氏の下風に立つを餘儀なくせられ、頼朝の根據地たり策源地たりし東國譜代の家人すら、大抵平氏の家人となりて、頼朝の兵を起し、時、或はこれを斥けて無謀の擧となし、或はこれを邀へて要撃せしものあり。而かも當時に於ける家人の状態にありて、此くの如きは深く怪むに足らざりしのみならず、これを窮追するが如きは政略上もどより賢明の處置にあらざりしを以て、頼朝も此輩の前科は、敢てこれを咎めずして、寧ろ其復歸を歓迎したりしなり。加之頼朝は一般武士に向ひても、亦これと同一の方針を取りしを見る。今御家人の身分につきて種別せんに、

(一) 平氏の家人 平氏の盛時に於て全國の武士が甘んじて其家人となりしが如く、平氏の滅亡後に於ける諸國の武士も、亦飄然として源氏の麾下に趨附し、其所謂譜代の恩顧の爲め、一身を犠牲に供せんとせるもの、外には、平氏と存亡を共にして源氏を仇讐視するものとはなかりき。而して頼朝は此種の新附者を收めて、其家人に列するを辭せず。殊に其一技一能あるもの、如きは、喜んでこれを部下に收めたり。(吾妻鏡文治元年六月五日源宗季の場合)吾妻鏡建保二年十二月十七日條に、「右大將軍御時、平家侍令參上之時者、可召仕之趣、建久年中被誅、伊賀大夫之後定置」云々と見わたり。伊賀大夫とは知盛の子知忠にして、建久七年(六月廿五日)兵を擧げん



として果たさず、誅に伏せり。思ふに、平氏の殘黨、舊主の爲めに頼朝を獲て甘心せんとするもの、其頃迄に幕府の壓迫に遭うて大抵搜捕せられしも、尙ほ全く其跡を絶たざるを以て、幕府は特に斯る規定を設けて危惧の念を絶ち、降附を奨勵せしものにあらざるか。建保二年には宗盛の家人美濃前司則清なるもの、子左衛門尉則種の、來りて幕府に仕へんことを請ひしを此規定に依りて許可せしなり。

(二) 罪人の家人 平氏の外頼朝に向つて敵對行爲を取りしもの、家人も、亦降附すれば、頼朝は又同一の理由に依りてこれを其家人に列したり。治承四年頼朝が佐竹秀義を誅して後、其家人岩瀬與一太郎の直言に感じて其罪を赦し、上、御家人に列せしが如きは其一例なり。(吾妻鏡治承四年十一月八日條元暦元年頼朝が常陸國住人を家人とせるも、佐竹氏の舊臣ならん。同年又故井上光盛の侍の降附せるものを免じて家人とせることあり)。

此時代殊に武家の間に行はれたる召預なるものは、以上の二者と密接の關係を有せり。即ち武士の罪人若しくは其縁坐を免れざるものは、これを御家人中に召預となすを例とせり。これ一は其處分を待たしむるが爲めなりしも、一は其處分を免れしめんが爲めなりき。其罪には輕重の差ありて、重きは死罪に相當せるものさへあり。是等は預人に於て其監督を嚴にし、刑戮を加ふるを待たしめたるものなりと雖ども、中には又殊に命じてこれを優遇せしめしもあり。文治五年頼

朝の奥州征討に際して、藤原泰衡の郎従由利八郎が、捕へられて頼朝を面折せしことありしが、頼朝は其勇氣を賞してこれを畠山重忠に召預け、芳情を施すべしと命じたるが如き是なり。(吾妻鏡文治五年九月七日條)此種の召預の期限は大抵豫めこれを定めず、長きは下に説く波多野有經の如き七年に及びしもありて、幕府も往々これを忘れしことあり。されば召預を命せられしものは預人との間におのづから離るべからざる情誼を生じ、機を見て其赦免を請はんが爲め、或は其預れる囚人を伴ひて従軍し、これをして戦功を立てしめ、(吾妻鏡文治五年八月十八日條に見わたる安達盛氏の筑前房良心に於けるが如き)或は技藝に長せるものは將軍の面前にこれを試みしめて其目的を達せるもあり。(文治四年四月三日頼朝が鶴岡臨時祭に臨み、流鏑馬の技に堪能なるものを召し、時、故波多野義經の嫡男有經なるもの、治承四年父義經の誅に伏せしより後、囚人として大庭景能に召預けられつゝありたるが其選に應じて長技を演せし爲め、頼朝の感に預りて其罪を赦されしのみならず、亡父の所領を給はりしが如き、)即ち此召預なるものは一種の刑の執行猶豫にして、囚人をして召預の期間内に、罪を悔いて自ら償はしめんとするの精神も、おのづから其中に寓せられたり。而して此くの如きものは、其平氏たるを罪人たるを問はず、赦されて御家人に列せられたり。

(三)其他の家人罪囚すら此くの如き寛典に處したりとせば、其他は類推するに難からざるべし。

長谷部信連の如きは、三條宮(以仁王)の侍なりしを、頼朝が其往日に於ける武功を賞して御家人に列せしが如きこれなり。(吾妻鏡文治二年四月四日條)

然れども又家人間に於ける道徳を維持せんが爲め、怯懦不臣等武士の面目を毀損する行爲ありしもの、如きは、前三項の中と雖ども家人たるを許さず。治承五年(養和元年)平氏の餘黨足利俊綱の家臣桐生六郎、俊綱の首を斬り、其功に依りて御家人に列せられんことを請ひしに、頼朝は譜代の家臣として其主人を弑するの不法を責め、梶原景時に命じてこれを斬らしめ、(吾妻鏡治承五年九月十八日條)文治五年奥州征討の際、泰衡の家人河田次郎なるもの、主人の頸を頼朝の陣に齎し、時の如きも、頼朝は其不臣を責めて小山朝光に預け斬首に處せしめたり。

### 三 御家人の資格

こゝに注意すべきは平氏及び罪人の如き既に刑戮に就きしもの、遺臣を收容することはありしも、現に幕府に仕ふるもの、家人即ち陪臣を御家人となすは、秩序を重んずる上より、原則としてはこれを許可せざる方針を取りつゝありしこと是なり。建久二年十二月一日頼朝は北條時政の家人たる越後介高成(吾妻鏡に北條殿眼代)に幕府の出仕を許せり。これ北條家の家人は他のそれと異なるのみならず、高成は時政が妻の外甥にして、且つ文學あるを以てなりといふ。此特別

なる理由に依りて始めて御家人たるを許されしものとすれば、陪臣の御家人たることの容易ならざりしこと略知るべきなり。

御家人は又侍として所領を所有するを其原則とせり。吾妻鏡文治三年九月十三日條に、北條時政、頼朝の命を三條有範に傳へし奉書を載せたるが、其中に、當時京都警衛の武士として在京せる北條時定が、攝津河邊の船人を御家人と名づけて彼等に其下知狀を與へしことを否認したり。これ時定が斯る委任を受け居らざりしにも依るべけれど、船人の如き侍にあらざるものを以て御家人となすを否定せるものなりと認むべし。

侍にあらざるものは常に御家人たることの困難なりしのみならず、侍たることも亦決して容易にはあらざりしなり。時代は稍々下るも、(承久三年十一月十四日)北條義時が、譜代の郎従たる伊豆國の住人中の有功者を選んで、侍に准せられんことを請ひしに、將軍實朝は斷乎として其請を斥けたり。其理由とするところは、若しこれを許すに於ては、子孫の世に至り、或は其出身の卑賤なることを忘れて、幕府の出仕を企つるものあり、これが爲め後世の非難を招くに至らんことを恐れたるに依るなり。即ち陪臣の御家人となるは容易の事にあらざりしも、絶對に不可能なりしにあらざるは前に引證せるが如し。若し此くの如く侍にあらざるものを以て侍となすに於ては、後世或は更に御家人たるに至らざるを保し難し。故に實朝は執權の懇請にも拘らず、永久に

これを許可せずとの嚴命を下せるものなるべし。(吾妻鏡)

御家人の資格は其性に依るものにあらず。然るに往々女子を以て御家人にあらずとするものあるは御家人の資格を辨へざるものなり。賴朝鎌田正清の父義朝に殉せしを憐み、其遺孤を求めて男子なきを知り、女子を以て尾張國志濃幾丹波國田名郡兩莊の地頭職に補せしは、女子御家人の一例なり。故に建久七年六月の若狹國御家人の交名(名簿)中には宮河武者所後家藤原氏あり、女子自身若狹御家人末武名中原氏女と自稱せるも見ゆ。(東寺百合文書)

神社寺院の如きも、幕府の祈願所として所領の恩給を受けたるものは亦御家人に准せられたり。文治元年十二月、賴朝は土佐國吾河郡地頭職を以て京都の六條若宮に寄附せり。同社は源氏の氏神とする八幡宮にして、其敷地は爲義の遺址なり。而して此社領に對する京都大番役は別當秀嚴をして催勤せしめたり。これ神社の御家人に准せられし一例なり。只他の御家人の場合と異なるは、其京都大番役以外の課役免除の特典ありしこと、す。賀茂別雷神社文書に收むる寛元二年六月三日の幕府の御教書に據れば、其社領石見國久永莊は賴朝の時に寄進せられし後社家進止の地として守護所の沙汰を停止せらるゝも、大番役は先例に任せてこれを勤仕し、其他の課役は免除せられしこと六條若宮の場合に同じ。

更に寺院が均しく御家人に准せられたる實例を示さんに、薩藩舊記に收むる臺明寺文書に

肥前寺水上寺事、有其沙汰之處、爲關東御祈禱所、依帶御下知、被准御家人畢、當寺訴訟事、被存知此旨、可被致沙汰候、依仰執達如件、

永仁五年十月廿六日

家綱在判

景員同

平岡右衛門尉殿

と見ゆ。これ幕府の祈禱所たる寺院が御家人に准せられしことを最も的確に證明するものなるが、そは祈禱所たるの故にあらずして幕府より寺領の恩給を受けたるが爲めに外ならず。然るに社寺を以て御家人にあらずと看做すものあるは亦御家人資格の何たるを知らざるものゝみ。

然かれども將軍直轄の部下中にありても、間々御家人ならざるものもありしが如し。吾妻鏡建久三年八月廿二日條に、雑色成里なるもの、多年の功あるに依りて頼朝の意に愜ひ、頗る御家人と勝劣なきものなりしに、去夏死去したれば、頼朝はこれを惜みて、其子孫を物色しつゝありしに、其子成澤、此事を傳聞きて、越中より來りて始めて頼朝に謁し、憐愍の詞を蒙れりとの事見えたり。頗る御家人と勝劣なしとは、御家人にはあらざるも、其待遇略御家人と同一なりしを意味す。其子の見參に於て頼朝より同情の辭を受けしといふも、御家人に列せられしこと見ねざれば、將軍の直轄なるも、其身分稍劣る爲め御家人には列せられざりしなり。

當時侍階級には御家人と然らざるものとあり。後者を非御家人といへり。侍にあらざるものは凡下なり。以上は良民なるが、これに奴婢雜人の賤民を加ふれば、當時の武家社會はこれを大別して三階級に分つことを得。侍・凡下・奴婢これなり。而かも御家人と非御家人とは幕府の待遇上非常に懸隔あるを以て、若しこれを區別するに於ては、更に四階級となるべし。

#### 四 御家人となる手續

然らば新に御家人たらしむる武士は、如何なる手續を要したりしや、以下少しくこれを説かん。

(第二)是より先き武士の公卿の家人たるに當りて名簿捧呈の儀禮を行ふを例とし、これを稱して初參の禮といへり。賴朝の時始めて御家人となるには亦初參の禮を行へり。これを見參に入るといへり。文治四年(九月十四日)囚人城長茂が、御家人に加へらるゝの許可を得、始めて賴朝の見參に入りし時、無禮を演せしこと吾妻鏡に見わたり。

(第二)然るに全國に於けるすべての御家人が、皆賴朝の見參に入らんは不可能の事に屬せり。故に便宜上、賴朝の下文を賜りて御家人に列せるもあり。吾妻鏡元暦元年十一月十二日條に常陸國住人を御家人としたれば其旨を存すべき旨仰下さると見ゆ。又前に引ける長谷部信連の如き

も文治二年御家人に列せられし日は、安藝國檢非違所として同國にありしが、賴朝は書を土肥實平に與へて其意を傳へしめたり。當時實平は賴朝の爲めに派遣せられて西海にありしなり。これ亦下文を以て御家人となすの一例となすべし。又義經・範賴等の見參に入れるを御家人とせるもあり。元暦二年三月(廿一日)義經が壇浦に向つて出征せんとしたりし時、周防國在廳船所正利が當國の船奉行として數十艘の船を獻せしかば、義經はこれに書を與へて鎌倉殿の御家人とせり。其前年即ち元暦元年橘次公業が讃岐國に至りて國內の住人を誘ひし時、平氏を去りて源氏に屬せんが爲め上京せしもの、氏名を注進せしが、これ亦恐くは當時在京せる義經の見參に入れるならん。然れども是等は何れも一時の權宜處分なるを以て、其氏名は後にこれを賴朝に注進し、其下文を得るを原則とし、單に義經の私書のみを以てするを認めず。前記公業の注進狀は、「爲し入鎌倉殿御見參に注進する旨を記し、賴朝はこれを得て後、是等の住人に下文を與へ、みづから交名折紙を閱覽せしことを告げて其奉公を賞し、公業の指揮下に屬して勳功を抽でんことを命せり。(吾妻鏡元暦元年九月十九日條)又其翌年五月八日には範賴軍の參謀として鎮西に派遣せられたりし侍所別當和田義盛に命じて西國御家人の交名を注進せしめたり。其七月(廿二日)賴朝は日向國住人富山義良等の御家人たるべきものに下文を與へて他人の煩をなすを禁せり。

(第三)然れども兵馬倥傯の際、多數の武士に悉く下文を與ふるも亦難事に屬す。故に又一種の



除外例を設けられたり。頼朝は壽永三年、梶原景時と土肥實平をして播磨・美作・備前・備中・備後の五國を守護せしめ、引續きて西國に派遣せり。文治二年(四月四日)頼朝が當時安藝國にありたる長谷部信連を御家人となせる時にも、實平に命を傳へしめしこと前記の如し。(吾妻鏡)而して廣峰文書に收めたる正中元年十二月二十一日の幕府の裁許狀に「西國輩雖不帶本御下文、以景時奉書備御家人支證之條、常例也」とあるに據れば、西國の御家人に向つては此特例を許されたりしなり。景時は亂平ぎし後も侍所々司として權威、動もすれば別當たる義盛を凌駕せんとせし程なれば、其奉書は、頼朝の本文に准せられしと見ゆ。而かも前節に説きし時定の下知狀の如きは、無効のものたりしなり。

(第四)西國は地勢上幕府と隔絶せるを以て其御家人は大概守護の注進せる交名に依りて大番以下の御家人役を勤仕するを例とし將軍の下文を賜りて所領を知行せるもの少かりしは、新編追加(西國鎮西條五)に收めたる天福元年五月一日の御教書に、「西國御家人者、自右大將家御時守護人等注交名雖令催動大番以下課役、給關東御下文令領知所職之輩者不幾、依爲重代之所帶、隨便宜、或給本家領家之下知、或以寺社惣官之下文令相傳歟、而今就式目多違亂出來云々」といへるにて明らかなり。幕府が西國守護に向つて特に一種の重き委任をなすの餘儀なきに至りしも、斯る事情に基くものなり。

(第五)御家人となるには頼朝の自發的に其資格を與ふること前に引ける岩瀬與一太郎長谷部信連の如きもあれば、又自身御家人に列せられんことを望めるもの、泰衡の如きもあり(吾妻鏡文治五年八月二十六日條)又御家人の紹介に依りて申請せるもありたり。橘公長は、もと平知盛の家人にして、一旦重衡の征東の軍に加はり乍ら、平家の悲運に傾けるを察し、往年源爲義の恩誼を思ひ、治承四年十二月、鎌倉に來りて、舊同僚たりし加々美長清に屬して其意中を訴へたれば、頼朝は御家人に列するを許したり。當時頼朝の見參に入れること言ふ迄もなかるべし。定任僧都の城長茂の爲めに御家人に列せられんことを申請せるも亦同じ。

(第六)御家人の家人は輒く御家人たるを許さざれども、時としては將軍の鑑識に依りて御家人に列せらるゝことありしは前に説きしが如し。御家人は前節にも説けるが如く、種々の特權を伴ふものなれば、これに列せらるゝはもとより武士の光榮とするところなりしも、場合に依りては、御家人のこれを辭退せるものなきにあらず。正治二年將軍頼家が工藤行光の郎従の先きに陸奥の戰に勳功ありしを聞きてこれを引見し、三人の中一人を以て御家人に加へんとせしに、行光は其亡父景光が、平氏の追討以來戰場に赴きて彼等の爲めに救はれ、萬死に一生を得しことも十回に及び、行光は又其家業を相繼ぎて、みづから侍とするところは此二人あるのみといひしかば、頼家これを諒として敢て強ひざりしが如きは其一例とすべし。

## 五 御家人の待遇

此くの如き極めて簡單なる手續に依りて、全國の武士の大多數は甘んじて關東の御家人に列せられたりしなり。彼等の御家人たる目的はこれに依りて其身命財産の保護を受けんとするにありしこともとより言ふ迄もなし、されば頼朝も其家人となれるものに向ては、みづから下文を與へて他人の侵害をなすを禁じ、或は新に所領を與へ、或は其所有を認め、(即ち安堵)其中舊領地の平氏の爲めに沒收せられしもの、如きはこれを恢復せしめしもあり。又勳功の較著なるものに向ては特別な優待を與ふるを躊躇せざりき。千葉常胤の如きは率先して來屬し、爾來屢勳功ありしを以て、頼朝は彼れを以て父と稱し首功となせり。下河邊行平は又子孫門葉に列せしめられたり。而して當に其權内に於て幕府の職官に任じ、地頭となし、守護となし、のみならず、彼等の爲めに朝官の任叙を得せしめたり。

然るに此官爵の授受に當りては條件あり。第一は必ず將軍の推薦即ち内擧を経ざるべからざることこれなり。頼朝は壽永三年二月(二十五日)其朝務に關する院奏中に於て、畿内近國の武士住人が、義經の命令の下に平氏追討の師に従はしめられんことを望みしも、其勳功の賞に至りては頼朝自身の奏請を待たれんことを請へり。これ當に院に奏せしのみならず、一般の御家人に向

つても嚴重に告示せられしこと、見えたり、爾來彼れは屢一族家人の爲めに、受領其他の任官を奏薦し、朝廷は其請に任せたり。

既に彼れの内擧を唯一の要件としたる以上、若しこれに違犯して此手續を省略し、直接に朝官を得たりし場合には、自然の結果として相當の制裁を受けざるを得ざりき。彼頼朝・義經の不和を生ぜしも、義經が頼朝の奏薦を待たずして朝官に拜任せしもの、實に其一動機たりき。平氏追討の事未だ其目的を達せざる間は、これに制裁を加ふることなかりしが、文治元年四月(十五日)頼朝は東國の侍の内擧を蒙らずして任官せしものを責めて墨股以東に來るを禁せり。同五月九日には又澁谷重助の同一の違犯行爲を咎めて、召名を停めしめられんことを奏請せり。建久元年十二月(二十日)小野家長が解官せられしも、内擧を待たずして右馬允に任せられしが爲め、幕府より召名を停められんことを奏請せるに基くものなること、吾妻鏡建久二年正月二十四日條に見れば重助の如きも尋で解官せられしものならん。猶ほ同一の事件につきて頼朝の方針を徴すべきもの、吾妻鏡文治二年四月二十一日條に見ゆ。參看すべし。但し同書建久五年十月二十九日條に東胤頼の子息の爲め、特に内擧を経ずして藏人所の瀧口たることを許せるは、必ず何等かの特別理由ありしに依るならんも、今は傳はらず。

第二は任官に要する普通の手續を履行するにあり。是時に當りて朝廷は國庫の負擔に屬する經

費を、専ら賣官成功に仰ぎて國帑の匱乏を補ふに努めたり。玉葉文治三年四月八日條に「此日被任内藏助山城介等、其次被任成功之輩十餘人、凡近年作法、每公事被召成功、朝家之恥辱、當時後鑒只在此事、亂代之證以之爲驗、可悲々々」と見ゆ。これ祭除日の日に、成功の人を任せられたるを慨せしものなり。當時識者の間には朝議の行はるゝ毎に成功を徴せらるゝを朝家の恥辱として悲むものなきにあらざりしも、若し此特別任用令、即ち一種の賣官制度に依るにあらざれば、朝廷は殆んど其必要なる經費を支辨するに堪へざりしなり。朝廷が此便法を濫用せる結果、益財政の紊亂を來たし、又官制上にも多くの規定以外の剩任を生せしも、亦已むを得ざるところなり。

成功を募るの唯一の目的が既に國庫の增收にありとせば、其募集に應ずるは當時の所謂公平なるものにして、奉公の一端ともなるべし。故に頼朝も又其推薦するところの御家人に向つては、此一般の通則に従ひて獻納物をなさしめたり。彼文治元年四月頼朝が東國の武士の任意に任官せしものを責めしは、其内擧を經ざりしといふの外、彼等が上日の勞に依りて御給を給はるの一般任用法にも依らず、將た私物を獻じて國用を足すの特別任用法にも依らざりしを咎めたりしものなり。然れども若し全く其任官を停止するに於ては成功の途絶ゆべきを以て、彼等をして京都に駐在して、其任官に報ゆる程の陣役、即ち陣直の公役を勤仕せしむるを以て、其歸國を許さるる

の表面の理由としたりしを見る。されば建久元年頼朝の初度上京の際、後白河法皇は勳功の賞を以て家人中二拾人の任官を薦擧すべきことを諭したまひしも、頼朝は固辭し奉り、再應の院旨を奉じて僅に拾人を推薦せるのみ。そは御家人中の錚々たる輩にして、本人の勳功に依り、若しくは父の勳功の賞を譲られしに依るものなれども、これ亦一般特別任用の通則に従ひ、成功に依りて左右兵衛尉・左右衛門尉等に任せられたるに過ぎず。其勳功の故を以て除外例を請求するが如き申請を敢てせざりしなり。

これに據りて頼朝が御家人の任官に對する方針如何と觀察するに、當時利慾の外虚榮心に驅られて朝官を望むもの猶は多く、地方人士にありて特に其甚だしかりしを見る。従つて此種の慾望に乗じて、一種の詐僞手段を弄するものさへあり。三代制符に收めたる建久二年三月二十二日の新制中左の一條を見れば、思ひ半はに過ぎん。

一可停止都鄙諸人、猥號五位諸國權守齋宮助事、

仰、位記任府僞造之制、行來尙矣、而近年愚昧之輩、不顧禁法、動致違犯、只貪婪直物、

沽却要人、○要人は用語、光明寺舊記に用人に作る訪之憲章、尤足科斷、宜仰京畿諸國所部宮司、糾彈非違、

肅清奸詐、自今已後、慥停止其號、令召進彼位記并任符等、知而不糾與同罪、

當時位記任符を僞造し、高價を以て希望者に賣附くるものあり。若しこれを放任するに於て

は、朝廷の專賣權ともいふべき官爵の授受は爲めに侵害を蒙りて、成功に依る收入の減少を來すことゝなるべきを以て、朝廷は其收入保護の必要より、斯る禁令を布くに至りしなり。然れども此一事は朝官熱望に關する世相を側面より證據立つるものと謂ふべし。

若し幕府の見地よりこれを言へば、一般の御家人が幕府の最上權力に服従するを望むべきこともどよりいふ迄もなし。これに反して彼等がそれ以上の或る權力に向つて謳歌し崇拜するを許さんには、將軍の御家人統率の威力を薄弱ならしめ、延いて其立脚地を危くすることなきを保せざるを以て、幕府としては絶對に部下の任官を禁遏せぬ迄も、避け得らる、丈け、これを避けんとしたりしは、將軍の立場より見て已むを得ざるところなり。故に一切の任官は、必ず將軍が仲介者となり、此仲介者を通して授受せるものにあらざれば無効となせり。此くの如くなれば、御家人と朝廷との間に直接關係を生ずることは避け得らるべく、御家人をしてすべての場合に幕府の統御の下に立たしめ、朝廷に接近せんとするを防止すべき消極的目的はこれに依りて達することを得べきなり。これ御家人の任官希望者が、當然履行するを要せる手續にして、何等特典の伴ふものにはあらざりしのみならず、他の御家人たらざるものよりも、何程か其自由を拘束せられたり。何となれば此手續は幕府が御家人の保護よりも寧ろ制限の爲めに設けたるものなればなり。

されば頼朝は制限的に御家人の任官を許せるも、成し得べくんば極度迄其制限を及ぼさんことを努め、一旦正當なる手續に依りて任官の望を達せしもの迄も、諭してこれを辭せしめたりし實例少なからず。文治二年(二月二日)遠國に住して久しく顯要の官を帶するは恐れ多しとて、任官せる御家人の辭書八通を院に上つりしことあり。(吾妻鏡)建久二年四月(一日)中原廣元は明經道の出身を以て剩任たりしに拘はらず、明法博士・左衛門大尉に任せられ、檢非違使の宣旨を蒙り、一部の非難を受けしが、同年十一月(五日)早くも明法博士を罷められたり。これ頼朝が關東に祇候するもの、顯要の官職を兼帶するを然るべからずとし、廣元に諭して辭せしめたりしなり。(吾妻鏡)建久二年十月(二十日)其翌年(建久三年)二月廿一日廣元は又上表して左衛門大尉を辭せしが、此事亦大に頼朝の満足を買へりといふ。(吾妻鏡)建久三年二月(二日)頼朝は此くの如き方針を以て御家人に臨みしのみならず、身を以て其實行者となり、屢任官の内命を受けたるも辭して拜せず。建久元年初度上京の日、勳功に依りて押しして權大納言に任じ、帶劍を許されしが、勅授帶劍の命は拜せしも、權大納言は猶ほこれを固辭し、此辭任の裁可を以て深き朝恩と思ふべき旨を奏せしが許されず。尋で任右大將の内旨を受け、再應辭狀を上りしかど、これ亦許されず。而かも一月だに經ざる内に、兩官共にこれを辭して鎌倉に歸れり。

然るに頼朝は守護地頭の如き任免の權幕府にあるものと雖ども、院旨に接してはこれを罷免す



るを辭せず。朝官の任免に至りては御家人と雖ども、固より朝命に服従せざるを得ざりしなり。頼朝は屢朝廷に對して、家人を曲庇するの意なきことを告白し、或は「頼朝身上にて候とても、不當候はむ時は、御勘當も可蒙事にてこそ候へ、まして家人輩事、不及左右候事也」といひ、(建久二年二月廿二日奏狀)或は「天下落居之後は、萬事可仰君御定候事也、而家人を大切と存候て、宵御定候はんとは更不存候事也」といへり。されば建久元年正月御家人たる遠江守安田義定が、國司として六條殿造營の公役に應せず、京都を過ぎり乍ら國吏上洛の恒例に背きて密に歸國せしを責めて重任の望を斥けられし時、頼朝は義定の冤罪に對する懇訴を執奏せしのみ。而かも其故なくして罷免せられしものに至りては強く抗奏して還任の目的を達せり。文治二年五月(廿八日)に於ける前對馬守藤原親光の還任の如きは其一例なり。頼朝は親光が對馬守として平氏の召に應せずして高麗に通れしを賞し、又其在任中成功の宣旨に應じて、小國の國守を以て三萬餘疋の經營をなし、ことを指摘して、其幕府に忠あるのみならず、又朝官の功臣なりとして再應其還任を奏請して已まざりしなり。(未完)